

特定非営利活動法人社会還元センターグループわ（以下、「グループわ」という。）

## 会員向けしあわせの村駐車場専用定期券運用規程

### （目的）

第1条 この規程は、しあわせの村駐車場を利用するグループわ会員（以下、「会員」という。）に対して、公益財団法人こうべ市民福祉振興協会（以下、「協会」という。）が発行する専用定期券（以下、「定期券」という。）の運用について必要な事項を定める。

### （定期券の種別及び期間）

第2条 定期券の種別は年間定期券とし、利用可能期間は4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。

### （定期券発行料金）

第3条 定期券の発行料金は24,000円（消費税相当額を含む）とする。

2 定期券が不用となった場合、会員又は会員の代理人からの申し出に基づき、次の算定式により算出された金額を返金するものとする。

$$\begin{aligned} \text{返金額} &= \text{定期券発行料金} - (\text{使用月数}(\text{返金申出日の属する月を含む}) \times 2,000 \text{円}) \\ &\quad - \text{返金手数料}(1,000 \text{円}) \end{aligned}$$

### （利用可能駐車場）

第4条 定期券で利用が可能な駐車場は、神戸市シルバーカレッジ駐車場及びしあわせの村公開駐車場（P1～P6及びトリム園地周辺駐車場並びに臨時駐車場）とする。

### （発行対象）

第5条 定期券の発行対象となるのは、グループわに所属する会員である者とする。

2 使用する車両が軽自動車・小型自動車・普通自動車のいずれかであり、かつ車高が2.7m未満であること。

3 第10条の規定に抵触していない者であること。

### （発行申請等）

第6条 定期券の発行を受けようとする会員は、定期券発行申請書（様式第1号）に必要事項を記入の上、グループわ本部事務所（以下、「わ事務所」という。）に提出しなければならない。

2 定期券の発行を受けた会員又は会員の代理人が定期券発行料金の返金を求める場合は、定期券返金請求書（様式第2号）に必要事項を記入の上、わ事務所に提出しなければならない。

### （定期券の販売時期）

第7条 定期券の販売時期は、毎年2月から4月末日までとする。

2 前項の具体の期間については、わ事務所が協会と協議の上で事前に告知する。

### （定期券の紛失及び再発行）

第8条 定期券の発行を受けた会員は、定期券を紛失した場合には直ちに協会に届け出なければならない。届け出を受けた協会は、紛失した定期券の使用停止処置を講じる。

2 定期券を紛失した場合の再発行については、販売記録と照合し本人に対してのみ手数料として1,000円を徴して行う。なお、再発行後に紛失した定期券が発見されても手数料の返金は行わない。

(変更届)

第9条 定期券の発行を受けた会員は、使用する車両に変更があったときは、速やかにわ事務所  
所に届け出なければならない。

(譲渡等の不正使用の禁止)

第10条 定期券は、如何なる場合においても譲渡や転貸を一切禁止する。

- 2 不正な使用が確認された場合、協会は当該定期券の無効処理を行うとともに、不正な使用により発生した損害を定期券の発行を受けた会員に対して請求することができる。
- 3 協会が利用履歴等において不自然な使用を確認した場合は、定期券の発行を受けた会員は協会の調査に応じるものとする。

(定期券の返還)

第11条 定期券の発行を受けた会員が、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、直ちにわ事務所を通じて協会に定期券を返還しなければならない。

- (1) 発行対象者の資格要件がなくなったとき。
- (2) 発行対象者が死亡したとき。
- (3) 協会が定期券の不正使用を確認し返還を命じたとき。

(会員カード携行義務)

第12条 定期券の発行を受けた会員が定期券を使用する際は、常に会員カード又はこれに代  
わる証明書を携行し、係員から提示を求められたときは提示しなければならない。

- 2 前項に定める提示がないときは、協会は定期券の効力を一時的に停止することができる。  
この場合、定期券の発行を受けた会員は、定期券の効力が停止した期間は協会が定める駐車  
場利用料を負担しなければならない。なお、一旦負担した駐車場利用料は返還しない。

(免責事項)

第13条 第4条に規定する利用可能駐車場が満車により駐車できなかつたとき、台風などの  
自然現象や災害等によりしあわせの村駐車場がその機能を提供できなかつたとき、その他の  
理由で定期券が使用できなかつたとしても、協会は免責されるものとし、払い戻し又は期間  
の延長は行わない。

- 2 駐車場での車両接触、盗難、その他村内で発生する事故等に対して、協会は一切の責任を  
負わない。

(定期券発行台帳の整備)

第14条 グループわは定期券を発行する際に、定期券発行台帳（様式第3号）を整備し適切  
に保管するとともに、協会と情報を共有するものとする。

(その他)

第15条 この規程に定めのない事項については、協会及びグループわにおいて協議の上決定  
する。

(施行)

本規程は令和5年3月14日より施行する。